

## 第 55 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 2021 年 7 月 28 日 (水) 13 時 30 分～16 時 30 分
2. 場 所 一般社団法人 日本電気協会 4 階 A 会議室 (Web 併用会議)
3. 出席者 (順不同, 敬称略)  
出席委員: 中條分科会長(中央大学), 田中幹事(関西電力)\*1, 芝原(日立 GE ニュークリア・エンジニア), 高橋(富士電機), 西山(東芝エネルギーシステムズ), 畠中(IHI), 原田(三菱電機), 赤尾(日本原子力発電), 新屋(北陸電力), 飯塚(東北電力), 石合(電源開発), 堺(九州電力), 高田(中国電力), 中村(四国電力), 奈良(北海道電力), 古濱(東京電力 HD)\*2, 三浦(中部電力), 安達(大成建設), 佐藤修(鹿島建設), 長浜(清水建設), 小野(三菱原子燃料), 呉(日本製鋼所 M&E), 佐藤史(日本原燃), 蓮池(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 野村(日本原子力研究開発機構), 佐藤吉(元東京海洋大学), 吉田(熊本大学名誉教授), 清水(発電設備技術検査協会), 藤巻(原子力安全推進協会), 景井(ビュロー・ベリタスジャパン), 菅谷(日本エヌ・ユー・エヌ), 須田(テクノファ), (計 32 名)  
代理委員: 西田(東京電力 HD, 古濱委員代理)\*2 (計 1 名)  
欠席委員: 宇奈手(三菱重工業), 景平(原子燃料工業) (計 2 名)  
常時参加者: 高田(原子力規制庁) (計 1 名)  
説明者: 品質保証検討会 鈴木主査(中電シティアイ), 秋吉副主査(原子力安全推進協会) (計 2 名)  
事務局: 寺澤, 田邊 (日本電気協会) (計 2 名)

\*1: 議題(2)より委員から幹事として出席。

\*2: 14 時 30 分より委員と代理出席者が交代で出席。

### 4. 配付資料

資料 No.55-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿 (案)
資料 No.55-2	原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿 (案)
資料 No.55-3	第 54 回 品質保証分科会 議事録 (案)
資料 No.55-4	JEAC4111-2021 の発刊に関する報告について
資料 No.55-5	(提案) JEAC4111 改定基本方針検討タスクの解散について
資料 No.55-6-1	JEAC4111-2021 講習会に関する報告について
資料 No.55-6-2	JEAG4121-2015 「第 2 部 実効的システムの構築及び運用に向けて」の要否チェック (2020 年度業務計画)
資料 No.55-7-1	JEAC4111 等の今後の活用に関するご意見について (分科会・検討会関係者ご意見集約)
資料 No.55-7-2	JEAC4111-2021 の位置づけ外部説明資料 (案)
資料 No.55-8-1	原子力施設の安全な長期運転を支える規格類体系化の検討状況のご報告
資料 No.55-8-2	長期運転体系検討タスク レポート (案)
資料 No.55-8-3	日本原子力学会 2021 年春の年会 標準委員会企画 セッション の概要
資料 No.55-8-4	安全マネジメントのための規格の整備と活用 (標準委規格セッション)
資料 No.55-9	Web 会議併用におけ 2021 年原子燃料分科会分科会長の選任方法について (案)
資料 No.55-参考-1	第 59 回品質保証検討会 議事録
資料 No.55-参考-2	第 69 回基本方針策定タスク 議事録

資料 No.55-参考-3	第 77-1～77-3 回原子力規格委員会 議事録 (案)
資料 No.55-参考-4	JEAC4111/JEAG4121 改定検討 WG 体制表
資料 No.55-参考-5	2020 年度活動実績及び 2021 年度活動計画
資料 No.55-参考-6-1	原子力関連学協会規格類協議会における当面の課題 (案)
資料 No.55-参考-6-2	第 62 回原子力関連学協会規格類協議会 議事録
資料 No.55-参考-7	第 15 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合 (抜粋)
資料 No.55-参考-8	NRA 面談 (2 月 26 日) 議事要旨
資料 No.55-参考-9	第 60 回品質保証検討会 資料 No.60-5-2 コメント用紙
資料 No.55-参考-10	資料 55-7-2 関連の経緯と相互関係
資料 No.55-参考-11	Web 会議併用における 2021 年原子力規格委員会委員長の選任について(案)
資料 No.55-参考-12-1	日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実について (案)
資料 No.55-参考-12-2	日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実 計画書
資料 No.55-参考-12-3	委員倫理の遵守活動の心得について
資料 No.55-参考-13	No.54-審 1_分科会委員_書面審議_結果

## 5. 議 事

分科会の開会に先立ち、本年 3 月 6 日にご逝去された渡邊邦道氏の品質保証分科会における業績をしのび、全員で黙祷を捧げた。

事務局より、本分科会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 併用会議での注意事項を確認の後、議事が進められた。

### (1) 代理出席者、常時参加者、説明者、オブザーバの承認、会議定足数の確認、配布資料の確認等

事務局より代理出席委員 1 名の紹介があり、分科会長により承認された。代理出席者を含め現時点で出席委員が 32 名で、分科会規約第 10 条 (会議) 第 1 項に基づき、委員総数の 3 分の 2 以上の定足数 (23 名以上) を満たしていることが事務局より報告され、確認された。次に、事務局より、説明者 2 名の紹介の後、資料 No.55-1 に基づき、下記分科会委員の変更及び新委員の紹介があった。また、現在分科会幹事が不在になっていることから、分科会規約第 5 条 (副分科会長及び幹事) 第 3 項に基づき、中條分科会長より、関西電力の田中委員を幹事に指名するとの発言があり、田中委員が幹事となり、挨拶があった。

その後、配布資料については事前送付されているので問題ないことを確認した。

- ・新委員 新屋 和彦 (北陸電力)
- ・新委員 堀 慎吾 (九州電力)
- ・新委員 佐藤 史章 (日本原燃)

事務局より、資料 55-2 に基づき、下記品質保証検討会委員の退任の紹介があり、分科会規約第 13 条 (検討会) 第 4 項に基づき、新委員候補を承認するかについて、分科会規約第 12 条 (決議) 第 1 項に基づき、挙手及び Web 挙手機能により決議の結果、全員賛成で承認された。

- ・退任 久保田 委員 (日本原燃)
- ・新委員候補 齊藤 慎也 氏 (同左)

### (2) 前回議事録確認(審議)

事務局より、事前に確認を受けた資料 No.55-3 の前回議事録 (案) の紹介があり、正式議事録とすることについて特にコメントは無く、賛成多数で承認された。

事務局より、資料 No.55-参考-1 から資料 No.55-参考 3 に基づいて、品質保証分科会に係る、品質保証検討会、基本方針策定タスク及び原子力規格委員会の議事録の紹介があった。

### (3) JEAC4111-2021 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」の発刊に関する報告について (報告)

事務局より、資料 No.55-4 に基づき、JEAC4111-2021 「原子力安全のためのマネジメント

システム規程」の発刊に関する報告を行い、改定作業にご尽力いただいた委員・関係者の皆様へ謝意を表した。

主な報告は下記のとおり。

- ・ 2017年1月26日よりJEAC4111の改定検討を開始し、4年数ヶ月をかけ2021年3月25日に公衆審査対応を終え成案となった。
- ・ 2021年5月31日に発刊し、現時点で431部が販売された。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

#### (4) JEAC4111 改定基本方針検討タスクの解散について（審議）

事務局より、資料 No.55-5 に基づき、JEAC4111 改定基本方針検討タスクの解散について説明があった。

JEAC4111 改定基本方針検討タスク解散について審議の結果、全員賛成で承認された。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 2016年11月28日に今後のJEAC4111改定の基本方針を検討し策定するために、品質保証分科会、品質保証検討会の専門家により、本タスクが設置された。
- ・ タスク設置に関しては、分科会規約第11条（幹事会及びタスクグループ）第2項に基づいている。
- ・ 開催時期に関しては2017年1月26日から2018年11月15日まで計10回開催し、この中で原子力規制庁もオブザーバとして参加し、改定方針を固めていった。
- ・ 今回2021年5月31日にJEAC4111-2021を発刊し、当初の活動目的を完了したことから、本タスクを解散することとしたいということで提案した。
- ・ 原子力規格委員会の規約上はタスクグループの解散方法について特に定めていないので、品質保証分科会で審議してもらい、解散について決議をして承認をしてもらいたいと考える。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 任務を終了したのでタスクグループの解散を提案するということであるが、意見・コメントはないか。
- ・ 意見・コメントが無いようなので、JEAC4111改定基本方針検討タスクの解散について決議を取りたいと思う。

- 特に異論がなかったため、JEAC4111 改定基本方針検討タスク解散について、分科会規約第12条（決議）第1項に基づいて、挙手及びWeb 挙手機能により決議の結果、全員賛成で承認された。

#### (5) 品質保証検討会活動報告について

##### 1) JEAC4111-2021 講習会に関する報告（報告）

事務局より、資料 No.55-6-1 に基づき、JEAC4111-2021 講習会について報告があった。

主な報告は下記のとおり。

- ・ JEAC4111-2021改定に伴う特別講習会だが、新型コロナの感染拡大があったので、通常対面方式で実施するが、今回はオンデマンドサイトによる動画配信という形で実施している。
- ・ 受講期間については、2021年6月14日10時から2021年7月14日の1か月間ということで視聴が可能なように実施した。

- ・ 受講者数は、有料受講者が393名ということで、今までの対面方式では200名の受講を設定していたが、今回はより多くの方に参加してもらった。
- ・ 全科目受講済者は、7月上旬時点で146名となっている。
- ・ 講習内容についての質問事項が7件あり、この対応については、品質保証検討会傘下の普及・促進チームで検討を進めている。
- ・ 受講者の4分の1は設計・製造・施工業者、4割近くが電力事業者であり、また原子燃料関係事業者も多く参加している。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

## 2) JEAG4121-2015「原子力安全のためのマネジメントシステム規程の適用指針」の要否見直し状況の報告（報告）

品質保証検討会 秋吉副主査より、資料 No.55-6-2、資料 No.55-参考-4 及び資料 No.55-参考-5 に基づき、JEAG4121-2015「原子力安全のためのマネジメントシステム規程の適用指針」の要否見直し状況について報告があった。

主な報告は下記のとおり。

- ・ 資料No.55-参考-5に2021年度活動計画を示すが、JEAC4111-2021はJEAG4121-2015からかなりの部分を持ってきているので、それ以外のJEAG4121-2015の残った部分をどうするかについて、今年度検討を進めることになっている。
- ・ その検討をしたものが、資料No.55-6-2となっており、JEAG4121-2015で残った有用な部分について、技術資料として維持する必要があるかについて検討を進めていく。資料 No.55-参考-4には検討の分担を示す。
- ・ 資料No.55-6-2の表の要否欄に○、△、×、で分類しているが、○が維持すべき、△の項目は規格化までは必要ないが、現時点で見直し維持する、×は必要なしということで、今年度検討を進める。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 日本電気協会の方で、技術資料というのは、何か制度があるのか。
- 事務局だが、運営規約細則 4.5 技術資料の審議細則で、規定/指針とは異なるものとして、技術資料を発行することができるというのはあるが、それとして発行するのか、自分たちの内部資料として残すのかは、今後の検討であると考えている。運営規約細則に従うとすると公開前提となる。
- ・ 公開の技術資料として残すか、内部資料として残すかどちらを考えているのか教えてほしい。
- 今後の議論によると考える。

## (6) JEAC4111 今後の活用に関する意見収集結果と技術評価に係る原子力規制庁への説明対応について（審議）

中條分科会長より、2月の品質保証分科会の議事録にもあったように、今後JEAC4111をどのように活用していくのが良いかということ、品質保証検討会及び品質保証分科会にアンケートを取り集約している。この結果を反映し、原子力規制庁との対応をどうしていくかという議論を進めているとの説明があった。

資料 No.55-7-2 の資料に対する各委員の意見を1週間程度で取りまとめ、意見を反映し改定した資料により、今後 NUSC 三役説明等を行うことについて決議の結果、賛成多数で承認された。

## 1) JEAC4111-2021 意見収集結果について

品質保証検討会 秋吉副主査より、資料 No.55-7-1 に基づき、JEAG4111-2021 意見収集結果について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 前回の品質保証分科会で、JEAC4111の活用ということでアンケートを取ることにになり、3月1日から3月15日の間、品質保証分科会及び品質保証検討会を対象にアンケートを実施した。

## 2) JEAC4111-2021 技術評価に係る原子力規制庁への説明対応について

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.55-7-2 及び資料 No.55-参考 6-1 から資料 No.55-参考 10 に基づき、JEAC4111-2021 技術評価に係る原子力規制庁への説明対応について説明があった。

上記 1)と 2)に対する主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料No.55-7-2の目的はJEAC4111の説明を外部にし、理解を浸透していくことだが、一つの相手として原子力規制庁に対する説明もあるということのを頭に置いておくということだと思う。この資料の6頁から20頁ぐらいは、JEAC4111の中身の説明になっているので委員の方は熟知していると考える。その上で一番今回議論していかないといけないのは、23頁、24頁と考える。特に議論をしなくてはならないのは24頁の4つの・(ビュレット)ということになる。21頁、22頁はそのベースとなる部分なので、確認を行うためのものである。
- ・ 資料No.55-7-2の24頁の3.活用にに向けて（各当事者への期待など）の所が議論の対象になると考える。
- ・ 資料No.55-7-2の24頁の3.活用にに向けての「安全のためのマネジメントシステム」について、規制当局の文書において何らかの形で裏書等の位置づけをしていただくなど位置付けを明確化、規制当局と事業者の共通理解の上で、効果的な保安活動、オーバーサイトが行われることは、国民・利害関係者の理解を得る上で有益である。」というの、規制当局側で動いて、JEAC4111はそれを踏まえ民間側の活動を加速する位置付けを持っており、その方向性と規制当局側でのバッティングが起こると困るということであり、赤字で書いてある「規制当局と事業者の共通理解の上で、効果的な保安活動、オーバーサイトが行われる」というのが好ましいことであるし、そういう中で事業者がJEAC4111に基づいて実施しているところが阻害されないようにする、むしろ促進されるようにすることが大事なことであると考え。そのようなことを言いたいというのが、先程の記載部分であると考え。「将来的には、新知見を迅速に反映する必要もあり、民間規格化の原点に立ち戻り、規則はできる限り性能規定化し、学協会で策定した規格を技術評価して用いることが望ましい。」の記載については、規制側の規則を性能規定化してほしいという意味合いと考える。
- ・ 今の意見にもあったが、「安全のためのマネジメントシステム」について、規制当局の文書において何らかの」の部分については、アンケートでもあったように、電力事業者が共通的な発電所の安全活動にJEAC4111を使用していくのであれば、あまり規制当局ということでも考えなくても良いような気がする。我々は原子力発電所の保安規定に沿って保安活動をしており、品管規則に基づいて、検査の評価手法を改善していくという大前提があり、そこにプラスして、安全性向上というところにJEAC4111が使用されていけば良いと考える。
- ・ 微妙な所で、22頁の絵を見て、基本的には規制は規制で真中の部分にかかっており、事業者の方はそこだけではどうにもならないので、事業者の実情に応じて、自主的な活動を進めていく。そのような部分をサポートするためにJEAC4111がある。そういう意味ではJEAC4111はJEAC4111、規制は規制で独立に動いても良いような気がする。そこがなかなか独立にはならないということが難しいところで、先ほどの3.の三つめのポツの意味かと思う。
- ・ 規制当局と事業者の共通理解というのは必要であり、これがないと進まない、まとめに

書いてある通りだと思う。

- ・ 非常に難しいハンドリングとは思ふ。対規制当局というところから言うと、今まで検査を色々受けたが、JEAC4111がエンドースを目指したとしても、かなりハードルが高いという感じがする。そこを覚悟でやるのかどうか議論が必要になるかと思う。
- ・ 「安全のためのマネジメントシステム」についての部分はエンドースの意味合いはあまりないと思うが、何らかの共通の理解をして、お互いに効果的な保安活動、オーバーサイトが行えるようにしたいということ。落とすところがどこにあるか分からない所ではあるが、そういうところを目指したいということだと思ふ。
- ・ 今言われるように、規制当局と何らかのオーソライズした形にはしたいと思っているが、チーム検査とか、規制とかを受けている様子からすると、今の段階では難しいかと思っている。進め方についてはそうなれば良いと思っている。
- ・ 3.活用に向けての「安全のためのマネジメントシステム」について・・・の部分に対する感触としては、11頁にJEAC 4111-2021の構成コンセプトがあるが、規制側の考えとして、品管規則の要求事項の部分は、JEAC4111をエンドースするということは意味を持っていないということだと思っているし、それ以外の部分も技術評価をしていくのは無理があると思っている。ただし、共通な理解のもとに使用していくのは有益であると思うので、共通理解というところを規制当局側にどれだけ理解してもらえかが重要であると思う。規制側も色々な部署が有るので、色々な部署の方々の理解を得るのも重要であると思う。
- ・ 11頁の表で言うと、ピンクの部分だけではだめだということを理解してもらえかどうかになると思う。ある意味では真中のグレーがかかっている部分の活動がちゃんと行われるということが、本当に大切な所だということが理解していただけるかどうかだと思ふ。ピンクの部分は小さくしていき、緑とかブルーの部分で、むしろ民間規格の柔軟性を使用して強化していく方向性が良いということになる。24頁の3.活用に向けての「将来的には、新知見を迅速に反映する必要もあり、」の部分は、ピンクの部分を小さくして、緑とかブルーの部分を強化する方向性でどうかということである。
- ・ 今の意見について考えており、規制側の立場になった時に、品管規則に追加して民間規格を含めて合意ということになると、品管規則では足りないということに認めるとということにもなりかねない。なので規制側として、共通理解というのをどのように捉えるかということになってくるということで、なかなか話がうまく進んでいかない所があるのかと思ふ。規制上の扱いであるが、民間事業者が今後進むべき方向及びこのような管理の方向が良いということを決めたものであるという理解をもらい、だから我々がこのような活動をしているのだということに本来は説明責任ということに語っていかなくてはならないと思ふ。一つ業界としてのコンセンサス・スタンダードがここにあるということに理解してもらおうということではないかと思ふ。
- ・ そこは大切な所であり、21頁と22頁で、21頁はその前提であるが、この部分をスライドに入れてもらったのは、ここの認識がずれていると話し合いにならないかと思ふからである。その意味では大前提ということで21頁、22頁を追加してもらっている。21頁の最初に書いてあるマネジメントを考えた時に、規制だけではどうしようもないので、そこに事業者の主体的な取り組みが絶対必要であるということに規制側に理解してもらえかどうかということである。
- ・ 今回まとめてもらった、資料No.55-7-2の個々の部分については、これまでいろいろ議論してきた内容であり、特に異論はない。この文書の位置付けが外部への説明資料ということになっているが、3頁の目的の所を見ると、目的は原子力規制庁に対して、品管規則とJEAC4111の関係性を説明するということであり、その上で、日本電気協会としてお願いしたいということはこれだということがまとめの所に出てくるということに考えた時に、今の23頁、24頁で、十分表現しきれているかというところが少し気になる。具体的には、24頁の3.活用に向けての「安全のためのマネジメントシステム」について」の所がいちばん大切な所と考えるので、その上で日本電気協会としてはこのように考えるというような、もう少し踏み込んだことを書くと良いかと思ふ。「安全のためのマネジメントシステム」の部分

- が他の所と並列で書かれていると、もう一つ言いたいことが上手く出ていないかと考える。
- ・ この資料の目的を、原子力規制庁に対する説明の位置付けにするのか、外部への全体説明という位置付けにするのかは、考えかただろうと思う。現状の目的を見ると原子力規制庁への説明というのが中核になっているので、そうだとすると、24 頁の 3.活用に向けての部分は、もう少し具体的に踏み込めないかという気がする。
  - ・ ドラフトを用意した立場から言うと、これまで出た意見はもっともな話であり、ドラフト作成時に迷いながら作成した。原子力規制庁に説明するというのであれば、そのように書くが、原子力規制庁の中でも、検査部門の中でも JEAC4111 に関わった人もいるし、実務として検査を担当している人もいる。また規格の窓口は、基盤課ということで、我々の立場はこうだと一方的に言うのは難しいので、こうして下さいとかいうのは、あまり書かなかったというのが実態である。書いても良いとは思いますが、最初から原子力規制庁というよりは、原子力規格委員会に三役がいて、そこから先は、原子力規制庁に行き説明するのか、3 学協会協議会には、原子力規制庁も参加するし、他の分野の人も来るので、ここで説明し、意見を伺うということも考えられるかと思い、少し前広に書いたところもある。それと、原子力規制庁に何かを言うていくのであれば、JEAC4111 を作ったが、それは参考でしかないと言うのでは困る。言うていくのであれば、これは積極的に活用するというを自ら言わないと駄目であるということで、24 頁の 3.活用に向けての「事業者は、自主的安全性向上のために」の部分に書いたので、少しぼやけたのかもしれない。それがベースに無いと使ってもいないのに何を言っているのかということになる。それで 24 頁の 3.活用に向けての 1 番目、2 番目を書いている。いきなりこうして下さいというのは、原子力規制庁の中にも色々な立場の人がいるので、我々としては JEAC4111 を使っていき、普及促進も含めて理解を得るように活動していくということがベースに無い限り、原子力規制庁に物申すようなことを言っても、少し弱いかという気がする。それでこのように書いたが、まとめを先に書き、それを正当化するものを後で付けたというのが実態なので、最後のまとめが正であると考えている。原子力規制庁向けに書いてあるように見えるが、原子力規格委員会として先ずこう考えるということがベースにある。また共通理解は何かということだが、検査行為において、これを行ってれば良いということとか、こういうのがあるのを知っているなど色々なレベルがあるので、今はこの程度しか書けなかった。How To に関しては皆さんから意見をもらいたいと考える。
  - ・ 裏付けということに関しては、先程の細かい話とかが、ガイドにあるとやりやすいと思う。というのは昨年 P&IR の検査とかを受けたが、規制当局は品管規則を見て、こうなっているが、どうなっているかという聞き方をしてくる。そこで、事業者として自ら JEAC4111 の保安活動の中で読み込んでいるということを説明しても、品管規則でしか見てもらえない。これが実態だが、昨年はまだ JEAC4111-2021 は発刊されていなかったもので、今後検査の時に、発刊されたものを検査で示すというやり方を積み重ねていくしかないかという感じがする。
  - ・ 24 頁の 3.活用に向けての、「安全のためのマネジメントシステム」について・・・の部分については、文書だけを読むと、これは良いことであると思うが、今までの議論を聞いていると、歴史があって、このような表現となっているということを理解した。一度読んで勉強したいと考える。
  - ・ 基本的には、このような資料を作成し、原子力規格委員会、三役、外部の学協会、あるいは原子力規制庁と、共通理解というのを構築していきたい。そのような方向性が良いかどうかということと、もう一つはその中身ということで見られた時に、どうだということの両方があると思う。
  - ・ メーカーサイドから見ると、色々な規制を見るのに、分散してみるのには厳しいところがある。メーカーとしてはなじみのある、JEAC/JEAG というのはとてもありがたいので、エンドースされれば良いのかとは思いますが。これまでの意見のように、品管規則を踏まえた上で幅広い活動という理解の上で、メーカーとして使うのであれば問題ないのかと思う。
  - ・ 共通理解というのは、そういった形になればより有益になると思う。ただエンドースが有りきではないということで、エンドースがなくても、そういった活動をしつつ、敷居が高そう

なのでアプローチの仕方が難しいとは思いますが、このような活動も重要かと思う。

- ・ 中身の話ということで、今回発刊した JEAC4111-2021 だが、内容が品管規則を満足しているというような形で、エンドースしないにしても、原子力規制庁に内容を確認してもらい、そのようなことを相互に確認するのは必要かと思う。その上で事業者が品管規則を片手に検査を受けているということに対して、JEAC4111 に則り、検査を実施することで対応できればと考える。先程の意見でもあったように、我々は JEAC/JEAG に慣れ親しんでいるので、電力事業者からも要求頂き、同じように品質計画を立てていくことで、効率的に業務を進められると思う。
  - ・ 外部とのコンセンサスを得心することに対しては、皆さん合意しているようなので、このような資料を作成し、色々な意味で外に情報発信をしていく、三役、原子力規格委員会、外部の学協会、原子力規制庁に、アプローチをしていくことに対しては、各委員賛成して頂いていると思う。中身の表現については、各委員思うところがあると思うので、これについては今すぐということではなく、1 週間程度コメント期間を取り、コメントを集約し、それを今回の資料に反映する。反映の仕方については、分科会長と、ドラフト資料を作成した品質保証検討会 鈴木主査、秋吉副主査に一任するという形で良いかと考えるが如何か。
  - ・ JEAC4111 の特別講習会は非常に良いものを作成できた。良さは、色々な基準が整理されていること。ここで、この規格が有用な文書であることを理解してもらい、理解と利用促進ということで使ってもらい取り込みも、工夫をしながら色々していくとよいかと思う。
  - ・ オンデマンドの教材などを使用して広めていくことを考えると、結構ツールは整っていると思う。品質保証分科会は、講習会、学会発表等を通じて JEAC4111 の理解と利用促進を図ると書いてあるので、正にそれは我々が行っていかなくてはならないことだと考える。
  - ・ 資料 No.55-7-2 の 11 頁を見て思ったことは、今回の検査制度の見直しにより、従来のコンプライアンスベースの検査から、パフォーマンスベースの検査に移行していくという、大きなコンセプトで ROP が導入されたが、結局のところ品管規則がどうしても、従来のコンプライアンスベースということもあり、新検査制度の検査でもコンプライアンスベースの検査が残っているということである。なので、品管規則がコンプライアンスベースであるが、JEAC4111 の使用により、パフォーマンスベースに出来るということをもっと押し出していけば良いのかと思う。JEAC4111 を使用することによりパフォーマンス向上につながるというところを前面に主張していくのが良いかと思った。
  - ・ このような資料を作り、外部とのコンセンサスを作っていくことに対して決議を取りたいと思うが如何か。なお、各委員の資料に対する意見については 1 週間程度で事務局がまとめ、資料に反映する。
- 特に異論がなかったので、今回示した資料 No.55-7-2 を、品質保証分科会の意見を反映したものに改定し、コンセンサスを取ることにについて、分科会規約 12 条（決議）第 1 項に基づき、挙手及び Web 挙手機能により決議の結果、賛成多数で承認された。

## (7) 原子力学会関係の報告について（報告）

### 1) 長期運転体系検討タスクについて

事務局より、資料 No.55-8-1 及び資料 No.55-8-2 に基づき、長期運転体系検討タスクについて説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 最初にこのタスクに参加した時、特にリーダーシップの所でかなり誤解されていることに気が付き、我々が作っていた GSR Pert2 と JEAC4111 と比較した対応表を持っていき、このように GSR Pert2 を反映して、JEAC4111 のリーダーシップを書いていると説明し、修正してもらった。そういった誤解も生じるので、タスクに参加して良かったと思う。我々の規格は、説明で統合とかが出てきたが、マネジメント規格なので、保守管理の長期的な運転を 60 年、80 年支える時になった場合には、いずれにしてもこれを活用してマネ

ジメントをしていくことになる。そういう意味で誤解がなく出来たのは良かったと思っている。

- ・ 報告書を読んで、もう少しうまくまとめられないかとも思ったが、各委員が確認し活用すると良いと考える。

## 2) 春の年会標準委員会企画セッションについて

品質保証検討会 鈴木主査より、資料 No.55-8-3 及び資料 No.55-8-4 に基づき、春の年会標準委員会企画セッションについて説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 2021年度春の年会が3月19日に開催され、3つの講演内容があり、その中の1つに日本電気協会の資料No.55-8-4の「安全マネジメントのための規格の整備と活用」がある。
- ・ 講演は、日本原子力学会のリスク情報活用、日本電気協会の規格の整備と活用、東京電力HDの安全性向上にかかわる取り組みとなっている。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 我々の規格に関する発信が他学会の場で出来て良かったと考える。

## (8) Web 会議併用における品質保証分科会長の選任方法について

事務局より、資料 No.55-9 に基づき、Web 会議併用における品質保証分科会長の選任方法について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 現在の分科会長は 2019 年 11 月 14 日の第 51 回品質保証分科会にて選任された。分科会規約第 4 条（分科会長）第 5 項より、任期は 2 年となっており、2021 年 11 月に分科会長選任手続きを行う必要がある。
- ・ 分科会長の選任は単記無記名投票で選ぶことになっているが、新型コロナの関係で現在は Web 併用会議となっており、対面での紙を使用しての単記無記名投票が出来ない状態である。原子力規格委員会では委員長の選任を郵送方式で実施しているので、分科会長選任についても同様の方法で実施したいと考える。
- ・ 本分科会で選任の手続き方法を紹介し、異論がなければ、パターン①またはパターン②で実施したいと考えている。
- ・ パターン①は、任期前に分科会が開催される場合であり、分科会にて分科会長候補の推薦を実施し、分科会長候補者を決定し、分科会後に事務局より投票用紙及び返信用封筒を各委員に郵送し、分科会長の選任投票を行う。ただし、封筒には差出人は記載しない。期間は 2 週間程度となる。その後事務局で結果を集約し、分科会規約第 4 条（分科会長）第 4 項に基づき過半数を得た候補者が分科会長に選任する。推薦が 2 名以上で過半数を得た候補者がいない場合には、上位 2 名の候補者について再び投票を行い、多数を得た候補者が分科会長に選任する。
- ・ パターン②は、2021 年 11 月までに分科会が無い場合であり、9 月下旬頃にメールで分科会長候補の推薦を事務局からお願いし、候補者が決まったら、パターン①と同様に、投票用紙と返信用封筒を事務局から郵送し、投票の後、分科会長を選任する。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特にコメントが無いようなので、今回の提案に従い分科会長選任を実施する。

## (9) その他

### 1) 委員倫理の充実について

事務局より、資料 No.55-参考-12-1 から資料 No.55-参考-12-3 に基づき、委員倫理の充実について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 中條分科会長より、本日の委員倫理資料の内容について、原子力規格委員会で意見募集をしているため、ご意見等がある場合は、申し出てもらえれば、原子力規格委員会事務局に提出するとの周知がされた。

2) 次回品質保証分科会開催について

次回品質保証分科会は、主査及び幹事と事務局が相談し、開催日を決めて、別途連絡することにする。

以 上